

無年金外国籍障害者等福祉給付金について

窓口サービス課

1 制度の概要

昭和 36 年に発足した国民年金制度により、「国民皆年金」が実現したが、国民年金法には国籍要件があったため、在日外国人は加入することができなかった。昭和 56 年に法律が改正され国籍要件がなくなり、昭和 57 年 1 月 1 日から、外国籍の人も国民年金に加入できるようになったが、昭和 57 年 1 月 1 日より前に満 20 歳に達していた在日外国籍障害(がい)者等は、障害基礎年金等を受けることができない。

このため、重度障害(がい)者及び中度障害(がい)者に対し、無年金外国籍障害者等福祉給付金を支給することにより、その生活の安定と福祉の向上に資することを目的としている。

本市においては、兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業実施要綱及び、宝塚市障害者特別給付金支給要綱に基づき実施している。

2 令和 2 年度の交付実績

重度障害者特別給付金 4 月～9 月：5 名、10 月～3 月：4 名（年 4 回給付）

歳出：4,397,004 円

歳入：2,198,502 円（県 1/2 補助）